

住宅改修及び福祉用具購入・貸与における リハビリテーション専門職派遣事業について

介護保険の対象となる住宅改修または福祉用具の購入・貸与について、利用者宅やサービス担当者会議等にリハビリテーション専門職（以下「リハ専門職」とする。）を派遣し、専門的視点からアドバイスを受け、より適正な住宅改修及び福祉用具の購入及び貸与となるよう支援します。

【対象】 要介護・要支援認定のある知立市の被保険者



【派遣の流れ】

- (1) ケアマネジャーまたは地域包括支援センター相談員（以下「相談員」とする。）が住宅改修、福祉用具購入・貸与におけるリハビリテーション専門職派遣依頼書（様式第1）を長寿介護課に提出します。
- (2) 本人、家族、ケアマネジャーまたは相談員、事業者、リハ専門職、長寿介護課担当者による現地確認を行います。リハ専門職が、利用者の身体状況や生活状況等を確認し、住宅改修及び福祉用具等の選択等の提案を行います。
- (3) リハ専門職は、住宅改修、福祉用具・貸与におけるリハビリ専門職派遣報告書（様式第2）と住宅改修、福祉用具・貸与におけるリハビリ専門職派遣報告書（様式第3）を長寿介護課に提出します。
- (4) ケアマネジャーまたは相談員は、リハ専門職のアドバイスを参考にアセスメントを行い、住宅改修の理由書またはケアプラン等を作成し長寿介護課に提出します。
- (5) 理由書、ケアプラン、報告書を参考に市が審査を行い、給付の可否を決定します。（現地確認から審査決定までは、概ね1週間程度要します。）

【留意事項】

以下の方で住宅改修や福祉用具をご検討されたい場合は、リハ専門職派遣をおすすめしています。

- ① 住宅改修や福祉用具の選定に迷いがある。
- ② 退院後などで状態改善が見込まれる場合やリウマチ等の進行性疾患等で状態の変化が予測される。
- ③ 住宅改修費用が20万円以上と高額である。
- ④ 認定期間が1年未満である。 等

※上記以外にも利用が可能です。必要時、市からリハ専門職派遣事業の利用をおすすめする場合があります。

※多職種による様々な視点から、より適時適正な住宅改修及び福祉用具の利用につながるよう積極的に活用しましょう。

介護サービスは皆様の納付金と税金で運営されています。大切に利用しましょう。